

静岡県告示第399号

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月20日

静岡県知事 川勝平太

別表25の項を次のように改める。

25 林業・木材産業成長産業化促進対策事業	1 市町、森林整備法人等及び選定経営体（森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政第893号農林水産事務次官依命通知）別表1に規定する選定経営体をいう。以下この項及び28の項において同じ。）が路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について（平成30年2月1日付け29林整第713号林野庁長官通知）に定める生産基盤強化区域又は森林法第10条の5第1項の市町村森林整備計画に定める特に効率的な施業が可能な森林の区域内において事業細目の欄に掲げる1及び2の事業を行うのに要する経費	1 間伐材生産 2 路網整備	1 知事が別に定める金額以内とする。	事業費の増額又は30パーセントを超える減額	1 事業細目の新設又は廃止 2 施行箇所の変更	
	2 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者、その他知事が認める団体等が事業細目の欄に掲げる3の事業を行うのに要する経費	3 コンテナ苗生産基盤施設等の整備	2 事業費の2分の1以内		1 事業細目の新設又は廃止 2 施行箇所の変更	
	3 林業経営体（認定事業主及び選定経営体を除く。）が事業細目の欄に掲げる4の事業を行うのに要する経費	4 林業の多様な担い手の育成（労働安全の確保）	3 事業費の2分の1以内		事業費の増額又は30パーセントを超える減額	事業細目の新設又は廃止
	4 市町、森林整備法人等、選定経営	5 林業経営体育育成対策（林業機械リース支	4 リース物件価格（消費税及び		事業細目の新設又は廃	

体及び再貸付けを実施する団体（林業労働力の確保の促進に関する法律第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会及び知事が林野庁長官と協議して認めるものに限る。）が事業細目の欄に掲げる5の事業を行うのに要する経費

5 新たに造林事業を開始する者が事業細目の欄に掲げる5の(1)の事業を行うのに要する経費

援)

- (1) 林業機械導入（造林保育型）
- (2) 林業機械導入（素材生産型）

地方消費税を除く。以下この項において同じ。）にリース期間（事業実施主体がリース物件を借り受ける日から当該リース期間の満了予定日までの日数を365で除して得た数の小数第3位を四捨五入して得た数をいう。）を法定耐用年数で除して得た数を乗じて得た額とリース物件価格から残存価格（消費税及び地方消費税を除く。）を減じて得た額とを比較していずれか少ない額（以下この項において「事業費」という。）の3分の1以内（導入する機械が林業用四輪駆動ダンプトラックの場合にあつては、事業費の4分の1以内、スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダ、架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoTハーベスタ又は林業用資材運搬ドローンの場合にあつては、事業費の10分の4以内、新たに造林事業を開始する者が行う林業機械導入（造林保育型）及び森林施業プランナー育成対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27林政経第301号林野庁長官通知）に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとし

止

			<p>て実践体制評価を受け認定されているものであつて、年間5,000 m³以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して5年目までに9,000 m³以上の素材生産量を達成でき、かつ、静岡県経済産業ビジョンに記載されている木材生産の労働生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できるものが行う林業機械導入（素材生産型）にあつては、事業費の2分の1以内)</p>	
--	--	--	---	--

別表28の項経費の欄中「森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者及び民間事業者」を「森林整備法人等、選定経営体及び森林所有者」に、「1及び2」を「1」に、「3及び4」を「2及び3」に改め、同項事業細目の欄中「実証的造林」を「低コスト再造林対策」に改め、2を削り、3を2とし、4を3とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。